



特殊施設(エンバーミング)での作業環境測定

エンバーマーの作業環境を評価し、化学物質へのばく露から守ります。

エンバーミングとは

エンバーミングとは、病死・災害死・事故死(解剖処置体含む)等の様々なご遺体を腐敗防止、修復等の措置により生前の姿に戻す科学的な施術で、この施術を行うのがエンバーマーです。

近年、超高齢化の進行及び社会的認知・要望により、エンバーミングの需要が急激に増加しており、病院、大学及び民間葬祭施設で年間4万件を超える施術が行われています。

施術には**ホルムアルデヒド**(下の説明を参照)が使われます。換気や保護具によるエンバーマーへのばく露防護処置が求められ、状況を定期的(2回/年以上)に測定・評価し、不十分な場合は改善するよう、労働安全衛生法で定められています。当社の作業環境測定士が、作業場でのサンプリングのデザインから分析、評価に至るまで一貫してサポートいたします。

ホルムアルデヒドとは

常温で空気よりやや重い無色・刺激臭の気体で、水によく溶ける化学物質です。

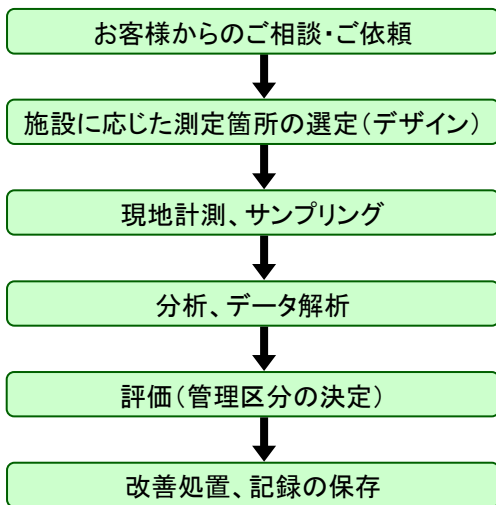
発癌性があり、蒸気は皮膚や呼吸器、目の粘膜を刺激し、慢性症状として肝臓・腎臓に障害を引き起こします。

エンバーミングでは防腐処置薬剤に使用されています。

特定化学物質障害予防規則(特化則)における管理濃度は**0.1ppm**で、測定及び評価の記録は30年間の保存が義務付けられています。

作業環境測定

● 測定の流れ



● 作業環境の評価

作業環境は、右表のA測定およびB測定の結果から管理区分を判定することで評価します。

作業環境測定は、作業環境測定機関に所属する、厚生労働大臣もしくは都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定士が実施します。

● 作業場の管理区分

第1: 作業環境管理が適切であると判断される状態

第2: 作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3: 作業環境管理が不適切であると判断される状態

● 管理区分の判定基準

		A 測定		
		第1評価値 < E	第2評価値 ≤ E ≤ 第1評価値	第2評価値 > E
B 測 定	B 測定値 < E	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	E ≤ B 測定値 ≤ 1.5 × E	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	B 測定値 > 1.5 × E	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

- ・ E : 管理濃度(ホルムアルデヒドでは0.1ppm)
- ・ A測定 : 作業場内の有害物質の平均的な濃度分布測定
- ・ B測定 : 作業場内の有害物質の最も高い時・場所の濃度測定
- ・ 第1評価値 : 単位作業場所において有害物質の高濃度側5%相当濃度の推定値
- ・ 第2評価値 : 単位作業場所の有害物質の算術平均濃度の推定値

※その他、特殊施設での作業環境測定も検討致します。お気軽にご相談ください。



JFE テクノリサーチ 株式会社

<https://www.jfe-tec.co.jp>

0120-643-777

Copyright ©2020 JFE Techno-Research Corporation. All Rights Reserved.
本資料の無断複製・転載・webサイトへのアップロード等はおやめ下さい。